

済生会金沢訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会金沢病院（以下「病院」という。）が開設する済生会金沢訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの事業従業者（以下「看護師等」という。）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、済生会の理念に従い利用者の意志および人格を尊重し、利用者の生活の質の確保を重視して、利用者が安心して在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 終末期の利用者に対して、緩和ケア病棟や主治医と連携を図り、住み慣れた自宅での生活の維持と医療の継続に向けて、ターミナルケアを提供する。
- 3 日常生活に障害のある利用者に対して、理学療法士、作業療法士、言語療法士等と連携を図り、自律した日常生活の維持回復に向けてリハビリテーションを行う。
- 4 様々な医療処置を必要とする利用者に対して、専門的知識と技術を安全に提供する。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供および地域医療の充実に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 済生会金沢訪問看護ステーション
- (2) 所在地 金沢市赤土町ニ13番6 石川県済生会金沢病院内

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、看護師もしくは保健師1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員は、保健師・看護師で常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は適当数 ※必要に応じて雇用する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、石川県済生会金沢病院就業規則に準じて、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。
ただし、土曜日は午前中とする。休日は日曜日、国民の祝日、年末・年始とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間対応が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供にあたっては主治医との密接な連携を図り、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。その際、定期的に訪問看護計画書を主治医に提出する。
- (2) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから最寄りの医師会等に主治医の選定を依頼する。

- (3) 介護保険法の指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供に際しては、居宅介護保険事業者との連携を図り介護支援専門員のケアプランにそって主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。その際、必要時訪問看護計画書を介護支援専門員に提出する。
- (4) 訪問看護計画書の作成にあたっては、その必要な事項について利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得、また訪問看護計画書を利用者に交付する。
- (5) 訪問看護を提供した際には、訪問看護報告書を作成し定期的に主治医に提出する。また、介護保険法の指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供の際には、必要時介護支援専門員に提出する。
- (6) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者について、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有すると共に、訪問看護計画書および訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成する。
- (7) 訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問である。

（訪問看護の提供拒否の禁止およびサービス提供困難時の対応）

第7条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供を求められた時、正当な理由なく提供を拒んではいけない。

- 2 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供が正当な理由で困難な場合には、主治医および居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を講じるものとする。

（健康手帳への記載）

第8条 ステーションは、提供した指定訪問看護および指定介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。

（訪問看護の内容）

第9条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活のケア
- (4) 褥創の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換や管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（緊急時における対応方法）

第10条 看護師等は指定訪問看護および指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適正な処置を行う。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。
- 3 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の開始に際して、あらかじめその利用者や家族に対して、緊急時の看護、処置方法についての指導と連絡先および連絡方法を説明しておく。
- 4 二次救急については、利用者および主治医と連絡調整の中で話し合いを行い、利用者、主治医の了承を確認しておく。

第11条 契約の有効期間中、地震・台風・大雨等の天災、その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わない。しかし、感染症及び災害に係る業務継続計画に基づき、速やかにサービス再開に努める。

(※石川県訪問看護ステーション連絡会においては、このような事態に備え、協力体制を整えている)

(利用料等)

第12条 介護保険

指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者負担額は介護報酬告知上の額とし、その利用料の1～3割の額とする。

- 2 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供した時間帯で、早朝・夜間においては所定単位数の25%加算とする。深夜においては所定単位数の50%加算とする。
- 3 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者やその家族に対して、趣旨の理解を得ることとする。
- 4 その他、有償サービスの追加利用料として次の額を徴収する。
 - (1) 緊急時訪問看護加算を契約していない利用者で時間外に緊急対応をした場合は、1ヶ月につき緊急時訪問看護加算Ⅰの10割相当を実費徴収する。
 - (2) 外出時の同行や入院中の外泊時等の保険適応外の訪問は、日中1時間8,000円を徴収する。早朝夜間においては25%加算とする。深夜においては50%加算とする。
- 5 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護にかかる日常生活に必要な物品や衛生材料等は実費とする。
- 6 当日、連絡なくキャンセルした場合は、キャンセル料として300円を徴収する。
- 7 死後の処置料は、5,000円(材料代別途)とする。
- 8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書に署名を受けることとする。

第13条 医療保険

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、訪問看護療養費の額とし、それぞれの保険負担割合により算定する。

- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者やその家族に対して趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他、有償サービスの追加利用料として次の額を徴収する。
 - (1) 1時間30分を超える訪問看護料は、次の通りとする(但し、長時間訪問看護加算を算定した日以外)
 - ① 営業時間に関わらず、30分あたり3,000円を加算する。
 - (2) 医療保険対象外の同行サービスは、次の通りとする。
 - ① 日中1時間につき8,000円とする。
 - ② 午前6時から午前8時までと午後6時から午後10時までは、1時間につき10,000円とする。
 - ③ 午後10時以降午前6時までは1時間につき12,000円とする。
 - (3) 24時間対応体制加算を契約していない利用者で、時間外に緊急対応をした場合は、1ヶ月につき24時間対応体制看護加算(イ)の10割相当を実費徴収する。
- 4 指定訪問看護にかかる日常生活に必要な物品や衛生材料等は実費とする。
- 5 当日、連絡なくキャンセルした場合は、キャンセル料として300円を徴収する。
- 6 死後の処置料は、5,000円(材料代別途)とする。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、金沢市および白山市・野々市市・内灘町の一部の区域とする。

(相談・苦情)

第15条 ステーションは、提供した指定訪問看護および指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に敏速かつ誠実に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護および指定介護予防訪問看護に関し、市町村からの提示の求め又は質問若しくは紹介に応じ調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な処置を講じるものとする。
- 4 ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 ステーションは、提供した指定訪問看護および指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 6 ステーションは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第16条 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況および事故に際してとった処置を記録し、必要な処置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、利用者等に対する指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(プライバシーの保護)

第17条 ステーションの看護師等は、業務遂行上知り得た利用者及びその家族に関する情報を、他に漏らしてはならない。

- 2 ステーションは、個人情報の保護に関する法律の規定に準じ、利用者及び家族に対して「個人情報の保護について」にそって十分な説明を行い、同意を得るとともに、秘密を保持し個人情報を保護するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(記録の整備)

第19条 ステーションは、従業者・設備・備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

- (1) 訪問看護に関する記録
 - ①指示書、訪問看護計画書および訪問看護報告書
 - ②記録書
 - (2) 市町村への通知に関する記録
 - (3) 苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況および事故に際してとった処置の記録
- 3 ステーションは、訪問看護記録情報提供マニュアルに沿って、訪問看護に関する記録を利用者の求めに応じて提示するものとする。

(事業の会計)

第20条 ステーションは、事業の会計を区分するものとする。毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。「済生会金沢病院 医療施設特別会計を適応」

(その他運営についての留意事項)

第21条 ステーションは、社会的使命を充分認識し看護師等の質的向上を図るため研修、研究の機会を設けるとともに、業務体制を整備することとする。

2 看護師等は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。

4 ステーションは、総務、医事、会計、用度等事務的な業務の一部を病院に依頼できる。

5 この規程に定める事項のほか、管理、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会金沢病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和6年12月1日から改定する。